

【要旨】

不公正な取引方法に係る公正競争阻害性のうち、競争手段の不公正さについては、「能率競争」(competition on the merits)からの乖離によって説明し、自由競争減殺については、能率競争といった概念を用いることなく、「競争の実質的制限」よりも低い水準で予防的に規制する、私的独占の予防的規制として位置づけられ、「能率競争」とは別の次元で整理されるのが通常であった。しかし、特に競争者排除行為についていえば、競争自体が「排除」のプロセスであり、正当な排除とそうでないものの区別が必要になる。

この問題は、欧米について近年大きな関心を集めているところであるが、日本法においては、私的独占のみならず不公正な取引方法(自由競争減殺型)についても同様に重要な問題である。換言すれば、能率競争概念を自由競争減殺型の不公正な取引方法についても整理することが必要である。

何が不当な排除なのかという問題と、それを踏まえてどのような比較衡量を行うべきかの問題を分けて議論する必要があるところ、これまで米国等で行われている議論を踏まえると、次のような整理が可能である。

比較衡量型フォーマット

排除の態様に係る不当性の有無は重視せず、競争促進効果と反競争的效果の比較衡量を行う考え方であるが、i)消費者厚生を基準とするのか、社会的効率性を基準とするのか、という基準選択、ii)当事者にとっての基準の不明確さ、という問題点が挙げられる。

競争プロセス(特定の形態の排除の不当性)を問題にする考え方

主に、i)利潤犠牲基準(経済的有意味性基準)、ii)同等に効率的な企業に対する脅威といった考え方がある。前者については、これを不当性の必要条件とする議論にも、十分条件とする議論にも問題がある。前者については、例えばライバル費用引上げ戦略の場合を不当とすることができなくなってしまうという問題があるし、後者についても、長期的な利益を目指す研究開発のような場合を問題視してしまう可能性がある。後者については、特に略奪的価格設定に関する基準としては有益と考えられるが、様々な行為類型につき統一・横断的に適用可能な基準することは難しい。

このほか、特定の非難に値する行為を取り上げるものとして、ライバル費用引上げ戦略(RRC)や、これに関連するcheap exclusionを挙げることができる。

米・EUの競争当局や立法府においても、このようなルール作りについての議論が近年進展しているが、明確なコンセンサスの得られるような答えがでていない。

このように、排除の不当性をとらえるための考え方には様々なものがあるところ、統一的な基準を設けることは困難であり、競争プロセスを害する形態ごとにそれぞれ基準を作っていくことが必要になる。この基準作りを具体的に考えるため、特に忠誠リポートを例にとり、経済学の観点から、具体的にインテル事件(日本)及び3M事件(米国)について経済学的分析を試みることにより、効率性を達成する目的・効果としてどのようなものがあり得るのかについての理論的検証を行った。